明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条約〕
○政府調達に関する協定を改正する議定書（四）　三
〔告示〕
○政府調達に関する協定を改正する議定書の日本国による受諾に関する件（外務七四）　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇**政府調達に関する協定を改正する議定書**（条約第四号）（外務省）

この議定書は、政府調達に関する協定（平成七年条約第二三号）の適用を受ける機関及びサービスの拡大、開発途上国の同協定への加入に関する特別な取扱い、調達における電子的手段の利用等について定めるものであり、現行の政府調達に関する協定の前文、第一条から第二四条まで及び附属書の規定を削り、この議定書の附属書に定める規定に改めることを定めている。この議定書により改正される政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）は、前文、第一条から第二二条までの規定等及び附属書Ⅰから附属書Ⅳまでから成り、その概要は、次のとおりである。

1　改正協定は、附属書Ⅰに掲げる機関による政府に係る目的のための基準額以上の調達であって、改正協定に定める要件を満たすもの（以下「対象調達」という。）に係る措置について適用する。（第二条関係）

2　改正協定は、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置をとることを妨げない。（第三条関係）

3　各締約国は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であって締約国の物品及びサービスを提供するものに対し内国民待遇及び無差別待遇を与える。（第四条関係）

4　締約国は、改正協定への加入に関する交渉において並びに改正協定の実施及び運用に当たり、開発途上国の開発上、資金上及び貿易上のニーズ及び事情について、特別の考慮を払う。（第五条関係）

5　締約国は、法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、法令で義務付けられ、かつ、公示又は入札説明書において示されている標準契約条項及び手続であって対象調達に係るもの並びにそれらの修正を、公衆に広く周知され、その後も容易に閲覧することができる公式に指定された電子的媒体又は紙面により、速やかに公表する。（第六条関係）

6　入札の手続（第七条～第一五条関係）

㈠　調達機関は、入札書が提出されなかった場合、極めて緊急な理由による場合等改正協定に定める場合において限定入札を用いるときを除くほか、対象調達ごとに、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により調達計画の公示を行う。

㈡　調達機関は、合理的と認める自己の必要性に基づき、供給者がその参加申請書及び有効な入札書を準備し、かつ、提出するために十分な期間を定める。

7　調達に関する情報の透明性（第一六条関係）

㈠　調達機関は、入札に参加した供給者に対し、当該調達機関の落札の決定を、供給者から要請があったときは書面により、速やかに通知する。

㈡　調達機関は、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により、改正協定の適用を受ける落札の決定の後七二日以内に公示を行う。

8　締約国は、他の締約国の要請に応じ、調達が公正かつ公平に及び改正協定に従って行われたか否かを判断するために必要な情報を速やかに提供する。（第一七条関係）

9　締約国は、時宜を得た、効果的な、透明性のある、かつ、無差別な行政上又は司法上の審査のための手続であって、供給者が関心を有し、又は有していた対象調達に関する事項について苦情を申し立てることができるものを定める。（第一八条関係）

10　締約国は、附属書Ⅰの自国の付表に関する訂正、一の付表から他の付表への機関の転記、機関の削除その他の修正の提案を委員会に通報する。（第一九条関係）